

(公印省略)

中部相第 63 号
令和 6 年 5 月 14 日

日本郵便株式会社
東海支社長 殿

総務省
中部管区行政評価局長

宛名がカタカナで表記されている本人限定受取郵便（特定事項伝達型）の
本人確認方法に関する行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情申出について必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、宛名がカタカナで表記されている本人限定受取郵便（特定事項伝達型）の本人確認方法に関する行政相談がありました。

この行政相談について、クレジットカード会社等における特定事項伝達型の利用状況等を調べるとともに、当局行政改善推進会議（座長：稲垣 隆司元愛知県副知事）に付議して有識者の意見を聴取した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する対応措置（方針を含む。）について、令和 6 年 8 月 30 日までに御回答くださいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官
電話：(052)972-7416

【別 紙】

1 申出要旨

特定事項伝達型の本人限定受取郵便（以下「特定事項伝達型」という。）を自宅で受け取ろうとしたところ、宛名がカタカナで表記されており、郵便局職員から氏名がカタカナで表記された写真付きの本人確認書類の提示を求められた。

運転免許証やマイナンバーカードには、氏名に読み仮名が表記されておらず、また、健康保険の被保険者証は写真付きではないため、郵便局側が求める本人確認書類を提示することができず、郵便物は差出人に返送されてしまった。

写真付きの本人確認書類の氏名がカタカナで表記されていない場合は、読み仮名が付された別の本人確認書類を併せて提示する等により、特定事項伝達型を受け取れるようにしてほしい。

2 当局の調査結果

別添のとおり

3 中部管区行政評価局行政改善推進会議の意見要旨（令和6年3月18日(月)開催）

本件相談を端緒として、ほかにも同様の事例が想定されることから、当局行政改善推進会議に諮ったところ、次のような意見が出された。

- クレジットカードやキャッシュカードは個人の財産に直接関わるものであり、本人確認の正確性の確保やマネーロンダリング防止の趣旨に照らすと、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が厳格に本人確認を行うことは理解できる。
- 本人確認が行えないことにより差出人に返送される事例が一定数生じており、また、外国人の利用者の増加により現行の本人確認方法では配達・交付できない事例が増加することが想定される。特定事項伝達型が適切に機能するよう本人確認方法を工夫していくことは必要ではないか。例えば、受取人の自宅に配達する場合は、窓口での交付に比べ本人確認の確度が高いと考えられ、実情に応じた本人確認方法について工夫の余地があるのではないか。
- 日本郵便のホームページ等には、宛名が全てカタカナで表記されている場合、同社が定めた13種類の写真付き本人確認書類では氏名の確認ができないことやカタカナの宛名の本人確認方法に関して具体的な事例が示されていない。日本郵便の窓口で、差出人に具体的な本人確認方法の事例を示すなど配達・交付できない場合を明確にした上で差出を受け入れるべきではないか。

4 あっせん

上記3の当局行政改善推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、①特定事項伝達型の配達・交付の可否について、差出人及び受取人に対する情報提供を的確に行うとともに、②写真付き本人確認書類の記載内容の実情を踏まえた的確な本人確認を実施するため、次の措置について検討する必要がある。

- ① 宛名が全てカタカナで表記されている場合、日本郵便が定めた13種類の写真付き本人確認書類では氏名の確認ができず配達・交付できない取扱いとなっていることを踏まえ、ホームページ、日本郵便の窓口、特定事項伝達型の受取人に対する通知等において、受取人に交付できない事例を具体的に明示すること。
- ② 外国人の受取人が増加していることや今後、戸籍やマイナンバーカードに読み仮名が記載されること等を踏まえ、特定事項伝達型の配達・交付に係る本人確認方法について、その安全性・確実性に配慮しつつ、工夫できる余地はないか検討し、一定の見直しを行うこと。

【当局の調査結果】

1 本人限定受取郵便とは

- (1) 本人限定受取郵便は、郵便法第 44 条に定める特殊取扱郵便の一種である。その取扱手順は、内国郵便約款（以下「約款」という。）に定められている。
- (2) 本人限定受取郵便は、本人確認の程度のほか、受取人に代理人を含むか、本人確認情報を差出人へ伝達するか等により、①基本型、②特例型、③特定事項伝達型の 3 種に分類されている。

このうち、特定事項伝達型は、平成 20 年 3 月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に対応した本人確認サービスであり、郵便物の配達・交付時に受取人から本人確認書類の提示を受けるとともに、所定の事項（①本人確認書類の名称、記号番号、②本人確認書類に記載されている名宛人の生年月日、③本人確認を行った者の氏名、④本人確認書類の提示を受けた日時）について差出人に伝達するものである。

犯収法では、金融機関、クレジットカード会社等に対し、顧客との間で、預貯金契約、クレジットカードの交付等を内容とする取引を行う際には、顧客の「氏名」、「住居」、「生年月日」の確認を行うよう求めており、特定事項伝達型は、金融機関やクレジットカード会社が対面で本人確認を行っていない場合（インターネットや郵送で契約の申込みを受けるケース等）に、顧客に対してキャッシュカードやクレジットカードを送付する際、差出人に代わって日本郵便が本人確認を行った上で、受取人に配達・交付する方法で利用されている。

2 特定事項伝達型の本人確認書類

- (1) 本人確認の具体的な実施方法は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）において定められており、犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ルに規定されている方法として行う特定事項伝達型を用いた本人確認については、以下のとおり、写真付き本人確認書類の提示を受ける措置がとられているものであることが要件の一つとなっている。

○ 犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号

ル その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第 20 条第 1 項第 1 号、第 3 号（括弧書を除く。）及び第 17 号に掲げる事項を当該特定事業者へ伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

（注）第 20 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 17 号に掲げる事項とは、確認を行った者の氏名等、本人確認日時、提示を受けた本人確認書類の名称・記号番号等である。

なお、上記の規定において、「写真付き本人確認書類」とされたのは、平成 30 年 11 月の犯収法施行規則改正（施行は令和 2 年 4 月 1 日）時であり、同改正前は単に「本人確認書類」とされていた。日本郵便における本人確認の取扱いもこの改正を踏まえ変更されたものである。

改正時のパブリックコメントにおいて、警察庁は、特定事項伝達型の本人確認書類の取扱いについて、以下のとおり説明している。

犯収法施行規則改正に対する意見・質問と警察庁の回答（抜粋）

パブリックコメントの内容	警察庁の回答
規則第 6 条第 1 項第 1 号リと同様	規則第 6 条第 1 項第 1 号ルは特定事業者自身が本人確

に、同号ルにおいても、写真付き本人確認書類の提示を受ける方法に加えて、二の本人確認書類又は本人確認書類と補完書類の提示を受ける方法を認めていただきたい。	認書類の提示又は送付を受けるものではない例外的な確認方法であるところ、御質問の方法については、2 点の書類相互間の整合性の確認等が必要となり、犯罪収益移転防止法の各種義務が課せられない配達業者による的確な履行が担保できないと考えられることから、認められません。
--	--

このようなことを踏まえ、日本郵便は、特定事項伝達型の配達・交付時の本人確認書類について、約款別記 9 において、次の 13 種類を規定しており、これら本人確認書類は、いずれも公的機関が発行する写真付きの証明書類となっている。

しかし、表 1 のとおり、これらの本人確認書類の中に氏名をカタカナで表記しているものはない。なお、沖縄県内の市町村が発行する「離島住民割引運賃カード」には、漢字で表記される氏名にカタカナの読み仮名が付されている。

表 1 特定事項伝達型で使用可能な本人確認書類

本人確認書類名	氏名の表記	
	日本人	外国人
①マイナンバーカード	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記）
②運転免許証	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記） （在留カードの記載に倣う）
③パスポート （申請が 2020 年 2 月以降のものは、住所の記載がなく不可）	ローマ字（氏名の自著を併記。 読み仮名なし）	ローマ字（中国、台湾は漢字併記）
④在留カード	—	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記）
⑤特別永住者証明書	—	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記）
⑥外国人登録証明書 （特別永住者のものに限る）	—	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記）
⑦官公庁職員の身分証明書 ※ 住所が記載されておらず本人確認に使用できないものが多い。	発行者により異なる。	—
⑧運転経歴証明書 （平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記） （在留カードの記載に倣う）
⑨小型船舶操縦免許証	漢字とローマ字	ローマ字（漢字圏の外国人は漢字併記）
⑩身体障害者手帳 （顔写真付きのものに限る）	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（平成 24 年以前はカタカナ）
⑪精神障害者保健福祉手帳 （顔写真付きのものに限る）	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（平成 24 年以前はカタカナ）
⑫療育手帳 （顔写真付きのものに限る）	漢字（読み仮名なし）	ローマ字（平成 24 年以前はカタカナ）
⑬離島住民割引運賃カード （沖縄県内の市町村が発行するもので顔写真付きのものに限る）	漢字（読み仮名あり）	不明

(注) 1 本人確認書類の根拠法令等を基に当局が作成した。

2 外国人の漢字表記は、中国、台湾等、元々氏名が漢字表記の方である。

- (2) 約款第 139 条においては、受取人は、名宛人であることを証明するに足る書類を提示することとされているものの、特定事項伝達型の宛名と本人確認書類との照合方法は明記されていない。当局が

日本郵便に照会したところ、「郵便物の宛名と提示された本人確認資料が完全に一致していることを確認の上、お渡ししている。」と説明している。

完全一致とみなすか否かは、日本郵便が個々の事情を踏まえて判断しており、その具体的な内容は約款には示されていないが、郵便物の宛名がひらがなやカタカナで記載され、本人確認書類の氏名が漢字やローマ字で記載されている場合には郵便物は交付できないとされているようである。

また、日本郵便は当局の照会に対し、「氏名にルビがふられている本人確認書類については、ルビはあくまで読み方であるため、郵便物に記載された本人確認書類に記載された氏名等が一致していなければ、同一と確認できません。」と回答している。

したがって、本件相談のように郵便物の氏名がカタカナで記載され、本人確認書類に記載された氏名が漢字であった場合、日本郵便が定める現行の13種類の本人確認書類では、本人確認が行えず、郵便物を受け取れないこととなる。

なお、顔写真がついていない本人確認書類の中には、健康保険証等氏名にカタカナで読み仮名が付されているものもあるが、日本郵便では、写真付き本人確認書類1点で本人確認を行うこととしており、健康保険証等によって漢字の氏名の読み方を補足的に確認することは認めていない。

また、受取人が外国人で郵便物の宛名がカタカナで記載されていた場合、外国人が保有する本人確認書類（在留カード等）は氏名がローマ字で記載されており、同様に郵便物を受け取れないこととなる。

3 クレジットカード会社等における特定事項伝達型の利用状況、宛名の記載内容等

今回、クレジットカード会社等12社に、①特定事項伝達型の利用状況、②顧客の氏名の管理、宛名の記載方法について照会し、8社から回答を得た（表2参照）。

回答があった会社は、自社に代わって日本郵便に本人確認を行ってもらうために特定事項伝達型を利用しているが、その利用数は各社により異なり、最多は24万件/年となっている。

また、宛名の氏名をカタカナで表記した特定事項伝達型は、各社によって傾向が異なるが、どの社においても氏名をカタカナで表記した郵便物を送付するケースが生じている。

回答を寄せた会社は、宛名の氏名をカタカナで表記するのは以下のような場合だとしている。

＜日本人＞

- ① 氏名の漢字にシステム登録困難な字が含まれる場合
- ② 外国人と婚姻関係にあるなど氏名にカタカナ表記が含まれる場合
- ③ 顧客がWEB上の申込画面で氏名をカタカナで入力した場合

＜外国人＞

- ① 漢字圏の外国人（中国、台湾等）の氏名の漢字にシステム登録困難な字が含まれる場合
- ② 顧客がWEB上の申込画面で氏名をカタカナで入力した場合
- ③ 社内システム上、郵便物の宛名はカタカナで記載（2社）

※ 8社中5社は、原則ローマ字で氏名を記載しているが、いずれの社も文字数制限があり、ミドルネームがある場合等は、本人確認書類と一致する氏名が記載できないことが多い。残る1社はWEB上では外国人からの口座開設申請を受け付けておらず外国人に特定事項伝達型を送付していないとしている。

宛名の氏名と本人確認書類の氏名とが一致しなかったことを理由に返送された件数を把握しているのは、8社中3社にとどまったが、このうち1社においては年間600件（特定事項伝達型の送付数の0.55%、返送件数の9.1%）が氏名の不一致により返送されている。このほか、氏名の不一致による返送件数を把握していない各社においても年間400件～2,700件（特定事項伝達型の送付数の0.9%～2%）が返送されており、これらの中には、氏名の不一致によるものが一定数含まれているものと思われる。

表2 クレジットカード会社等からの回答一覧

質問内容			法人名等		銀行		クレジットカード会社					証券会社	
			A 銀行		B 銀行		C 社	D 社	E 社	F 社	G 社	H 社	
特定事項伝達型の利用状況	送付対象		新規口座開設者		新規口座開設者		本人確認未了者	Web 申込等で本人確認未了者	Web 申込等で本人確認未了者	Web 申込等で本人確認未了者	Web 申込等で本人確認未了者	Web 申込等で本人確認未了者	本人確認未了者
	郵便物の内容		キャッシュカード		モバイルアプリ用顧客番号通知		クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード	クレジットカード	口座開設礼状、勧誘方針等
	特定事項伝達型の年間発送数(a)		約 100, 000 件		約 500 件		約 110, 000 件	約 240, 000 件	約 90, 000 件	約 134, 000 件	約 45, 000 件	約 10, 000 件	注
上記のうち氏名をカタカナ表記するケース	どのような場合に氏名がカタカナ表記になるか		顧客が漢字姓名欄にカタカナを入力した場合		氏名に表記不能の外字が用いられている場合		顧客がカード申込時にカタカナで氏名を登録した場合	氏名に表記不能の外字が用いられている場合や氏名がローマ字表記の外国人の場合	氏名に表記不能の外字が用いられている場合や氏名がローマ字表記の外国人の場合	氏名がローマ字表記の会員の場合	氏名の全部又は一部にカタカナが含まれる場合	氏名に表記不能の外字が用いられている場合。特定事項伝達型は可能な限り漢字等に変更	
	年間発送件数(b) (b/a)		約 200 件 (0. 2%)		数件 (－)		約 2, 200 件 (2. 0%)	約 2, 400 件 (1. 0%)	不明 (－)	約 30 件 (0. 02%)	約 3, 000 件 (6. 7%)	10 件 (0. 1%)	
本人確認書類と一致せず返送されるもの	特定事項伝達型全体の返送数(c)		不明 (－)		0 件 c/a (0. 0%)		約 6, 600 件 c/a(6. 0%)	約 2, 400 件 c/a(1. 0%)	約 1, 100 件 c/a (1. 2%)	約 2, 700 件 c/a (2. 0%)	約 400 件 c/a (0. 89%)	未集計だが一定数あり	
	氏名の不一致による返送数(d)		不明 (－)		0 件 d/c (0. 0%)		約 600 件 d/c (9. 1%)	不明 (－)	不明 (－)	約 30 件 d/c (1. 1%)	不明 (－)	(－)	
ローマ字表記の外国人の氏名の記載方法	使用文字	顧客管理	日本国籍をお持ちでない方は WEB での口座開設は受け付けておらず外国人に特定事項伝達型を発送することはない。	カタカナとローマ字併記		カタカナとローマ字併記	カタカナ	カタカナ。顧客の希望によりローマ字併記	カタカナ	顧客が入力した文字で氏名を表記。ローマ字の場合、16 字を超えると顧客の判断で省略	ローマ字。18 字を超える場合は調整		
		郵便物		ローマ字	カタカナ		カタカナ						
	氏名の記載方法	顧客管理		ローマ字。49 字を超える場合は 50 字目以降を省略	ローマ字。顧客が登録した氏名（それぞれ 10 字以内）を使用	カタカナ。20 字を超えると調整	カタカナ。20 字を超えると調整	カタカナ。カード券面の記載可能字数を超える場合は調整					
		郵便物				ローマ字。20 字を超えると調整	カタカナ。20 字を超えると調整						

(注) WEB 本人確認に移行し令和 5 年 5 月以降の特定事項伝達型の発出数は約 10 件

上記 8 社のうち、特定事項伝達型の返送件数が多い 4 社（C～F 社）から意見を聞いた結果は表 3 のとおりであり、各社において再送付の負担や契約機会の逸失が生じていることがうかがえる。また、宛名と本人確認書類の一致について受取人への周知を希望する意見や氏名の確認方法について見直しを求める意見が寄せられた。

表 3 クレジットカード会社における特定事項伝達型の返送時の対応・意見

C 社	返送された場合、特定事項伝達型で再送付するが、顧客から「本人確認書類と宛名が一致しない」と申出があった場合、本人確認書類を送付してもらった上で、書留にて再送付している。 写真付き本人確認書類に加え、フリガナが確認できる公的書類を提示させ、氏名を確認することを検討してほしい。また、受取人に対する特定事項伝達型の到着通知（e お届け通知）に宛名の表記と一致する本人確認書類を準備するよう記載してほしい。
D 社	返送があった際は契約不成立として処理し、顧客から依頼があった場合のみ再送付している。
E 社	返送への対応に手間は生じているが、特定事項伝達型について特に要望はない。
F 社	カタカナだけでなく、「渡邊」「齋藤」の宛名を「渡辺」「斎藤」と記載していたところ、返送されたこともある。返送された場合、顧客に本人確認書類を送付してもらった上で、書留にて再送付している。 外国人の顧客も増えてきており、氏名について本人確認書類との完全一致を求める取扱いについては柔軟に対応してほしい。

（注） 特定事項伝達型の宛名と本人確認書類の氏名とが一致しない場合、特定事業者自らが本人確認書類を確認し、転送不要の書留郵便等で送付することも可能である。

4 戸籍、マイナンバーカードにおける氏名の表記方法に係る政府の動き

令和 5 年 6 月、改正戸籍法が成立し、令和 7 年 5 月ごろから戸籍に氏名の読み仮名が付される予定である（新たに届出を行った場合は受理された時点から、本籍地市町村から通知された読み仮名に異議を申し出ない場合は制度開始から 1 年後に読み仮名が付されることとされている。）。この改正において、これまで漢字表記のみで読み仮名の記載がなかった戸籍に、読み仮名が表記されることとなる。

戸籍法の改正と平行して、住民基本台帳法、行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）も改正され、令和 7 年度以降、戸籍に記載される読み仮名が住民票及び戸籍の附票に記載されるようになる見通しであり、また、令和 8 年度以降、マイナンバーカードにも読み仮名が記載される見通しである。

また、マイナンバーカードについては海外での利用を可能にするため、希望者に対し、氏名のローマ字及び西暦の生年月日を、マイナンバーカードの追記欄に記載できるようにすることとされている。



5 関係行政機関の意見

(1) 日本郵便

Q1	特定事項伝達型の宛名がカタカナの場合、本人確認書類の氏名がカタカナ表記でなければ郵便物の交付ができないとしている根拠を示してください。
A1	本人限定受取郵便のうち、特定事項伝達型の場合、本人確認書類は写真付き公的証明書に限定されており、郵便物の宛名と提示された本人確認資料が完全に一致していることを確認の上、お渡ししています。これは、内国郵便約款において「本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名宛人等であることを証明するに足る書類（当社が別に定めるもの）に限り、を事業所に提示していただきます。」としていることを踏まえたものです。また、本人確認については、犯収法に規定する水準を遵守するため、本人確認資料に旧姓や旧住所が記載されているなど、郵便物の宛名と異なる場合、お渡しできないと日本郵便のホームページに記載しています。 以上のことから、郵便物に記載された氏名等がカタカナ表記である場合、本人確認書類の氏名等もカタカナ表記でなければ氏名の一致が確認できないためお渡しすることができません。
Q2	本人確認書類の中で氏名に読み仮名（ルビ）が付されているものは限られており、特定事項伝達型の宛名がカタカナで記載されている場合、受け取ることが非常に困難になると思われるが、これについて見解を示してください。
A2	氏名にルビがふられている本人確認書類については、ルビはあくまで読み方であるため、郵便物に記載された氏名等と本人確認書類に記載された氏名等が一致していなければ、同一と確認できませんが、戸籍法改正などによる氏名の読み仮名の導入やそれに伴う各種本人確認書類の記載内容の動向等を踏まえながら、取扱い方法の変更については慎重に検討してまいります。 また、今後、受取人が外国人であるケースも増加することが予想されますので、その変化に沿った形で、取扱い方法を見直すことについても、本人確認の正確性を鑑み慎重に検討してまいります。
Q3	宛名がカタカナで表記されている特定事項伝達型については、名宛人への交付が困難であり、郵便局の窓口で引き受けないことが適切ではないか。
A3	氏名がカタカナで表記された本人確認書類が存在しないとは当社では判断できかねます。特定事項伝達型を引き受ける際は、本人確認書類と郵便物の宛名が一致しない場合、お渡しすることができない旨をしっかりと説明し、差出人の了承を得た上で引き受ける必要があると考えています。
Q4	写真付き本人確認書類の氏名と特定事項伝達型の宛名との同一性が確認できない場合は、ゆうちょ銀行の通帳やキャッシュカードなど氏名がカタカナで表記された資料で補完することが差出人、名宛人双方の利益になるのではないか。
A4	弾力的な運用の必要性は理解しつつ、特定事項伝達型についてはクレジットカードなどの個人の資産に影響するものを内容品とする場合が多いという商品の特性上、受取人が本人かどうかを確認するうえで何をもって本人と判断するか、慎重な判断が必要になりますので、貴重なご意見として検討の際の参考とさせていただきます。
Q5	本人確認の取扱い方法の変更について慎重に検討するとの回答をいただいたが、その状況や方向性、スケジュールを教示ください。
A5	今回ご相談いただきました内容を踏まえ、状況の変化に見合った本人確認方法の見直しが必要であることについて、弊社においても、認識しております。 なお、宛名がカタカナ表記である本人限定受取郵便物の本人確認方法の見直しに関しては、先般の回答のとおり、本人限定受取郵便物（特定事項伝達型）についてはクレジットカード等、個人の資産に影響するものを内容品とする場合が多いという商品の特性上、その方が正当受取

人ご本人さまかどうかを確認する上で、慎重な判断が必要となります。

また、本人限定受取郵便物（特定事項伝達型）の本人確認が不適正であったことによる誤交付・誤配達の事案も一定数発生していることから、本人確認方法の見直しについて、慎重に検討している状況です。

上記のとおりとなりますので、直近での検討の方向性及びスケジュールをお答えすることが出来かねる旨、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

(2) 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室

問 犯収法の運用として、本人確認書類に氏名がカタカナ表記されていない場合であっても、複数の本人確認書類により、以下の i + ii の内容又は i + iii の内容が確認できる場合は、犯収法で求められる水準の本人確認が行われたものと解釈することはできないでしょうか。

i マイナンバーカードや運転免許証などに記載された顔写真が受取人の顔と一致していることが確認でき、かつ、当該書類に記載された住所が郵便物に記載された住所と一致している。

ii キャッシュカード、預貯金通帳、健康保険証等の氏名または氏名の読み仮名がカタカナ表記された書類により、上記 i の書類に記載された氏名の読み方と郵便物の宛名が一致していることが確認できる。

iii 氏名がカタカナではなくローマ字で表記されているクレジットカードなどにより、上記 i の書類に記載された氏名の読み方と郵便物の宛名が一致していることが確認できる。

(例) 宛名表記「ヤマダ」⇒ クレジットカード「YAMADA」)

答 犯収法施行規則第6条に規定する「顧客等の本人特定事項の確認方法」において、自然人である顧客等について相談内容の本人限定受取郵便物（特定事項伝達型）が用いられるものとしては、①同条第1項第1号ロなどに規定する「転送不要郵便物等」によるものと、②同号ルに規定する「その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの」がある。

「転送不要郵便物等」による場合、交付時における本人確認等については規定されておらず、照会事項の i + ii 又は i + iii の内容により本人確認を行うことについても制限されていない。

一方で、同号ルによる場合、「写真付き本人確認書類の提示を受け」と規定されているところ、ii や iii の内容により行うことは想定されていない。

ただし、同規定のとおり「写真付き本人確認書類の提示を受け」ることで「名宛人本人」等当該郵便物等を受け取ることができる者であることを確認した上で、同規定とは別に独自に ii や iii の措置を講じることは犯収法の趣旨に反するものではない。

また、宛名がカタカナである場合については、写真付き本人確認書類の漢字やローマ字の読み仮名その他の情報を総合的に勘案して同一人を示していると配送業者等において認められる限りは、原則、認められるものと解されるが、これについては個別具体的な事例において判断すべきものであると解される。

あくまで犯収法施行規則第6条は、顧客等の本人特定事項の確認方法における最低ラインを示しているに過ぎず、日本郵便が、マネー・ローンダリング等対策に資するために犯収法施行規則以上に厳格な基準を設けていたとしても否定されるものではないと解される。

(参考) 中部管区行政評価局行政改善推進会議

中部管区行政評価局管内に申し出があった行政相談を端緒として、行政の運営に係るものについて、有識者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進することを目的として設置（令和6年4月1日に行政苦情処理委員会から名称を変更）。

構成員は次のとおり。

(座長)

稲垣 隆司 （元愛知県副知事）

(委員)

栗本 幸子 （元(公財)あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸 （(株)中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫 （名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典 （弁護士（元愛知県弁護士会会長））

中村 昌弘 （元名古屋銀行頭取）